

# 山口県報

平成17年  
10月11日  
(火曜日)

## 目次

規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

告示  
漁業災害補償法第百五条第一項第一号口の規定による一定の水域に関する告示の一部改正(水産課)……………二  
漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正(水産課)……………二  
漁業災害補償法第百十八条第三項の規定による一定の水域の設定に関する告示の一部改正(水産課)……………八  
漁業災害補償法第百二十五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示の一部改正(水産課)……………八  
周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課)……………〇  
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(河川課)……………〇  
公告  
契約の締結(税務課)……………一  
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)……………一  
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)……………一  
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)……………二  
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(三件)(商政課)……………二  
大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………四  
大規模小売店舗立地法附則第五條第一項の規定による届出(商政課)……………四  
雑報  
県報の正誤(平成十七年七月十二日山口県条例第七十七号)……………五



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第三百二十七号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三百一条第一号の表中

山口県私立学校 審議会	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第九条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	学事文 書課
山口県公立大学 法人評価委員会	地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第十一条第一項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に關することその他同法によりその権限に屬させられた事項の処理に関する事務	学事文 書課
山口県私立学校 審議会	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第九条の規定による同法によりその権限に屬させられた事項の審議並びに私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事に対する建議に關する事務	学事文 書課

を

に、

山口県固定資産 評価審議会	地方税法第四百一条の二第二項及び第三項の規定による固定資産評価基準の細目及び固定資産の価格等の修正に関する勧告その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関する事務	市町村 課
------------------	--	----------

を

山口県固定資産 評価審議会	地方税法第四百一条の二第二項及び第三項の規定による固定資産評価基準の細目及び固定資産の価格等の修正に関する勧告その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関する事務	市町村 課
山口県市町合併 推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第六十条第一項及び第二項の規定による同法第五十九条第三項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じた自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項の調査審議に関する事務	市町村 合併推 進室

に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。



**山口県告示第五百五十二号**

漁業災害補償法第五十五条第一項第一号口の規定による一定の水域に関する告示(昭和五十九年山口県告示第四十四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関成

一の表を次のように改める。

加入区 の名称	水 域 及 び 区 域
角島加入区	共第二十五号漁業権に係る漁場の区域

二一の表を次のように改める。

加入区 の名称	水 域 及 び 区 域
角島加入区	共第二十五号漁業権に係る漁場の区域

**山口県告示第五百五十三号**

漁業災害補償法第五十五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関成

表中





同組合の地区のうち豊浦町大字小串」を「山口県漁業協同組合の地区のうち下関市豊浦町大字小串」に、「豊浦町漁業協同組合の地区のうち豊浦町大字川棚」を「山口県漁業協同組合の地区のうち下関市大字蓋井島」を「山口県漁業協同組合の地区のうち下関市大字蓋井島」に、「下関ひびき漁業協同組合の地区のうち下関市大字蓋井島」に、「下関ひびき漁業協同組合の地区のうち下関市大字吉母」を「山口県漁業協同組合の地区のうち下関市大字吉母」に、

吉見区域 (下関ひびき漁業協同組合の地区のうち 下関市大字吉見上、大字吉見下、吉見 竜王町、吉見里町、吉見本町及び永田 本町の地域)	安岡区域 (下関ひびき漁業協同組合の地区のうち 下関市安岡本町の地域)	六連島区域 (六連島漁業協同組合の地区)	下関南風泊区域 (下関南風泊漁業協同組合の地区)	彦島区域 (彦島漁業協同組合の地区)	下関区域 (下関ひびき漁業協同組合の地区のうち 下関市熊野町、春日町、大坪本町、西 大坪町、上新地町、汐入町及び伊崎町 の地域)	長府区域 (長府漁業協同組合の地区)	埴生区域 (埴生漁業協同組合の地区)	厚狭区域 (厚狭漁業協同組合の地区)	小野田区域 (小野田漁業協同組合の地区)	藤曲浦区域 (藤曲浦漁業協同組合の地区)
--	---	-------------------------	-----------------------------	-----------------------	--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------------	-------------------------

を

吉見区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関 市大字吉見上、大字吉見下、吉見竜王 町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁 目、吉見本町一丁目、吉見本町二丁 目、永田本町一丁目、永田本町二丁 目、永田本町三丁目及び永田本町四 丁目の地域)	安岡区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関 市安岡本町一丁目、安岡本町二丁目及 び安岡本町三丁目の地域)	六連島区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関 市大字六連島の地域)	下関南風泊区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関 市彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁 目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四 丁目、彦島西山町五丁目及び彦島竹ノ 子島町の地域)	彦島区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関 市彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町 二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江 の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦 島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七 丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の 浦町九丁目及び彦島海士郷町の地域)	下関区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関 市熊野町一丁目、熊野町二丁目、春日 町、大坪本町、西大坪町、上新地町一 丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁 目、上新地町四丁目、上新地町五丁 目、汐入町、伊崎町一丁目及び伊崎町 二丁目の地域)	長府区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関 市長府侍町一丁目及び長府侍町二丁目 の地域)	埴生区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山陽 小野田市大字埴生の地域)	厚狭区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山陽 小野田市大字郡の地域)	小野田区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山陽 小野田市大字郡の地域)
---	---	---	---	--	---	---	--	---	--

に、

「防府市漁業協同組合の地区のうち防府市大字台道」を「山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字台道」に、「防府市漁業協同組合の地区のうち防府市大字西浦」を「山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字西浦」に、「防府市漁業協同組合の地区のうち防府市大字田島」を「山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字田島」に、「防府市漁業協同組合の地区のうち防府市大字浜方」を「山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字新田」を「山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字新田」に、「防府市漁業協同組合の地区のうち防府市大字牟礼」を「山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字牟礼」を「山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字富海」を「山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字野島」を「山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字野島」に、

戸田区域 (戸田漁業協同組合の地区)
新南陽区域 (新南陽市漁業協同組合の地区)
徳山区域

戸田区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周南市大字戸田の地域)	新南陽区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周南市羽島三丁目、長田町、中畷町、室尾一丁目、室尾二丁目、新地町、新田一丁目、新田二丁目、西榊町、福川三丁目、福川一丁目、福川二丁目、福川三丁目、温田一丁目及び温田二丁目の地域)
徳山区域	

東岐波区域 (東岐波漁業協同組合の地区)
阿知須区域 (阿知須漁業協同組合の地区)
山口区域 (山口漁業協同組合の地区)
秋穂区域 (秋穂漁業協同組合の地区)
大海区域 (防府市漁業協同組合の地区のうち吉敷郡秋穂町東の地域)

を

東岐波区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市大字東岐波の地域)	阿知須区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山口市阿知須の地域)
山口区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山口市秋穂二島及び名田島の地域)	秋穂区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山口市秋穂西及び秋穂東(大海区域の地域を除く)の地域)
大海区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山口市秋穂東赤崎、小浜、浜内、井南、中条、北条、浜中、天神町、大河内南及び大河内北の地域)	

(山口県漁業協同組合の地区のうち山陽小野田市大字小野田の地域)	藤曲浦区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市大字妻崎開作、大字藤曲、居能町一丁目、居能町二丁目及び居能町三丁目の地域)
---------------------------------	---

に

白井田区域 (上関漁業協同組合の地区のうち上関町大字長島字白井田の地域)
蒲井区域 (上関漁業協同組合の地区のうち上関町大字蒲井の地域)
上関浦区域 (上関漁業協同組合の地区のうち上関町大字上関浦の地域)
室津区域 (室津漁業協同組合の地区)
阿月区域 (柳井市漁業協同組合の地区のうち柳井市大字阿月の地域)
伊保庄区域 (柳井市漁業協同組合の地区のうち柳井市大字伊保庄の地域)
柳井湾区域 (柳井市漁業協同組合の地区のうち柳井市大字阿月及び大字伊保庄を除く地域)

を

白井田区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち上関町大字長島字白井田の地域)
蒲井区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち上関町大字長島蒲井の地域)
上関浦区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち上関町大字長島上関の地域)
室津区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち上関町大字室津の地域)
阿月区域 (柳井市漁業協同組合の地区のうち柳井市阿月の地域)
伊保庄区域 (柳井市漁業協同組合の地区のうち柳井市伊保庄の地域)
柳井湾区域 (柳井市漁業協同組合の地区のうち柳井市阿月及び伊保庄を除く地域)

に、

「上関漁業協同組合の地区のうち上関町大字八島」を「山口県漁業協同組合の地区のうち上関町大字八島」に、

四代区域 (四代漁業協同組合の地区)
-----------------------

を

四代区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち上関町大字長島四代の地域)
---------------------------------------

に、

(徳山市漁業協同組合の地区のうち周南市大字大津島及び大字杵島を除く地域)
徳山大津島区域 (徳山市漁業協同組合の地区のうち周南市大字大津島の地域)
徳山杵島区域 (徳山市漁業協同組合の地区のうち周南市大字杵島の地域)
柳ヶ浜区域 (柳ヶ浜漁業協同組合の地区)
下松区域 (下松漁業協同組合の地区)
牛島区域 (牛島漁業協同組合の地区)
光区域 (光漁業協同組合の地区)
田布施区域 (田布施漁業協同組合の地区)
平生町区域 (平生町漁業協同組合の地区)

を

(山口県漁業協同組合の地区のうち周南市(戸田区域、新南陽区域、徳山大津島区域、徳山杵島区域及び柳ヶ浜区域の地域を除く)の地域)
徳山大津島区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周南市大字大津島の地域)
徳山杵島区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周南市大字杵島の地域)
柳ヶ浜区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周南市大字大津島及び大字柳ヶ浜の地域)
下松区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち下松市の地域)
牛島区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち光市大字牛島の地域)
光区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち光市大字牛島を除く)の地域)
田布施区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち田布施町の地域)
平生町区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち平生町の地域)

に、

平郡東区域 (平郡漁業協同組合の地区のうち柳井市大字平郡東の地域)	法第百四条第二号に掲げる漁業
平郡西区域 (平郡漁業協同組合の地区のうち柳井市大字平郡西の地域)	法第百四条第二号に掲げる漁業

平郡区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち柳井市平郡の地域)	2 1 主としてたこつばを使用して営む漁業 1に掲げる漁業以外の漁業
-----------------------------------	---------------------------------------

安下庄区域 (安下庄漁業協同組合の地区)
日良居区域 (日良居漁業協同組合の地区)
浮島区域 (浮島漁業協同組合の地区)

安下庄区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字西安下庄及び大字東安下庄の地域)
日良居区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字日前の地域)
浮島区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字浮島の地域)

「東和町漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字外入」を「山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字外入」に、「東和町漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字沖家室島」を「山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字沖家室島」に、「東和町漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字小泊」を「山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字小泊」を、「山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字和田」に、「東和町漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字伊保田情島」を、「山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字油宇」を「山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字油宇」に改める。

**山口県告示第五百五十四号**

漁業災害補償法第百十八条第三項の規定による一定の水域の設定に関する告示(平成十六年山口県告示第八十二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

一の表中 三隅町小島加入区 を 長門市小島加入区 に改め、三の表中

に、を

三隅町小島加入区
油谷町大浦加入区

長門市小島加入区
長門市油谷大浦加入区

を 長門市小島加入区 に改める。

**山口県告示第五百五十五号**

漁業災害補償法第百二十五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示(昭和六十三年山口県告示第八百号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

一の表中 三隅町小島加入区 を 山口ながと漁業協同組合の地区のうち三隅町大字三隅中及び大字三隅下の区域

長門市小島加入区 を 山口県漁業協同組合の地区のうち長門市三隅中及び三隅下の区域 に、

山口ながと漁業協同組合の地区のうち油谷町大字蔵小田及び大字角山の区域 を





神代加入区	神代漁業協同組合の地区の区域
柱島加入区	柱島漁業協同組合の地区の区域

三の表を次のように改める。

加入区の名称	区	域
東和町加入区	山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字西方、大字外入、大字地家室、大字平野、大字森、大字神浦及び大字和佐の区域	

**山口県告示第五百五十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関成

**山口県告示第五百五十七号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十一第二項の規定により、沢波川周防高潮対策防潮水門扉体製作据付工事の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 沢波川周防高潮対策防潮水門扉体製作据付工事
- (一) 工事場所 (左岸) 宇部市大字西岐波字向坂地内  
(右岸) 宇部市大字西岐波字新浦地内
- (二) 工事の概要

扉体	工	種	数	量
				一門

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十七年十月七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼構造物工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事の数値が八百以上であること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

よるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年十月十一日から同年十一月四日までの午前九時から午後四時三十分ま

で

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十二月七日

までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、宇部土木建築事務所(電話〇八三六―二一―七二二

五) にすること。



(五四二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部税務課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

地方税電子申告審査システム導入業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年九月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立情報システムズ 東京都品川区大崎一丁目二番一号

六 契約金額

千六百五十九万円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第八号に  
該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(五四三) 児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、  
次のとおり指定居宅支援事業者の指定をしました。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関成

指定居宅支援事業者

名称 主たる事務所の所在地

株式会社日本  
セレモニー 下関市王喜本  
町六丁目四番  
五〇号

株式会社ダス  
キンせらい 光市浅江二丁  
目一二番二二  
号

児童居宅生活支援事業を  
行う事業所

名称 所在地

愛グループ  
アセンター宇 宇部市松山町  
一丁目一五番  
一一号

訪問介護ス  
テーション周 下松市琴平町  
一丁目二番一  
九号

児童居  
宅支援  
の種類

指定年月日

平成一七、  
八、一

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

(五四四) 身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定に  
より、次のとおり指定居宅支援事業者の指定をしました。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関成

指定居宅支援事業者

名称 主たる事務所の所在地

社会福祉法人  
松涛会 下関市横野町  
三丁目一五番  
一〇号

身体障害者居宅生活支援  
事業を行う事業所

名称 所在地

フロイデ彦島  
ホームステイ ショ  
ン 下関市彦島西  
三丁目一  
二番一号

身体障  
害者居  
宅支援  
の種類

指定年月日

平成一七、  
〇、一

株式会社日本セレモニ	町六丁目四番五〇号	愛グループケアセンター宇部	宇部市松山町一丁目一五番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社ダスキンせらい	光市浅江二丁目二番二二	訪問介護ステーション周南	下松市琴平町一丁目二番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社日本セレモニ	町六丁目四番五〇号	愛グループケアセンター宇部	宇部市松山町一丁目一五番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社ダスキンせらい	光市浅江二丁目二番二二	訪問介護ステーション周南	下松市琴平町一丁目二番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社日本セレモニ	町六丁目四番五〇号	愛グループケアセンター宇部	宇部市松山町一丁目一五番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社ダスキンせらい	光市浅江二丁目二番二二	訪問介護ステーション周南	下松市琴平町一丁目二番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、

(五四五) 知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定  
 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者の指定をしました。  
 平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

株式会社日本セレモニ	町六丁目四番五〇号	愛グループケアセンター宇部	宇部市松山町一丁目一五番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社ダスキンせらい	光市浅江二丁目二番二二	訪問介護ステーション周南	下松市琴平町一丁目二番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社日本セレモニ	町六丁目四番五〇号	愛グループケアセンター宇部	宇部市松山町一丁目一五番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社ダスキンせらい	光市浅江二丁目二番二二	訪問介護ステーション周南	下松市琴平町一丁目二番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社日本セレモニ	町六丁目四番五〇号	愛グループケアセンター宇部	宇部市松山町一丁目一五番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社ダスキンせらい	光市浅江二丁目二番二二	訪問介護ステーション周南	下松市琴平町一丁目二番一	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、

株式会社夢のみずうみ	山口市中尾七	夢のみずうみ村防府デイサービスセンター	防府市大字西浦二四二九の	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社夢のみずうみ	山口市中尾七	夢のみずうみ村防府デイサービスセンター	防府市大字西浦二四二九の	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社夢のみずうみ	山口市中尾七	夢のみずうみ村防府デイサービスセンター	防府市大字西浦二四二九の	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社夢のみずうみ	山口市中尾七	夢のみずうみ村防府デイサービスセンター	防府市大字西浦二四二九の	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社夢のみずうみ	山口市中尾七	夢のみずうみ村防府デイサービスセンター	防府市大字西浦二四二九の	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、
株式会社夢のみずうみ	山口市中尾七	夢のみずうみ村防府デイサービスセンター	防府市大字西浦二四二九の	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日	八、

(五四六) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成十七年十月十一日から平成十八年二月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。  
 平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地	名称	パルティ・フジ西宇部	所在地	宇部市大字際波一三二二の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	名称	グンゼ開発株式会社	住所	大阪市北区堂島二丁目一番二七号
三 変更に係る事項の概要	変更に係る事項	変更前	変更後	
四 届出年月日	届出年月日	平成十七年九月二十九日	届出年月日	平成十七年三月七日
五 変更年月日	変更年月日	平成十七年九月二十九日	変更年月日	平成十七年三月七日
一 大規模小売店舗の名称及び所在地	名称	パルティ・フジ西宇部	所在地	宇部市大字際波一三二二の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	名称	グンゼ開発株式会社	住所	大阪市北区堂島二丁目一番二七号
三 変更に係る事項の概要	変更に係る事項	変更前	変更後	
四 届出年月日	届出年月日	平成十七年九月二十九日	届出年月日	平成十七年三月七日
五 変更年月日	変更年月日	平成十七年九月二十九日	変更年月日	平成十七年三月七日

所在地 宇部市大字際波一三二の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

グンゼ開発株式会社 大阪市北区堂島二丁目一番一七号 濱村 眞  
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更後
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ	変 更 前	変 更 後
	時任 紀邦		高橋 吉昭

四 届出年月日

平成十七年九月二十九日

五 変更年月日

平成十七年九月一日

(五四七) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年十月十一日から平成十八年二月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ美祢

所在地 美祢市大嶺町東分三四六九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一 細田 信行

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更後
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ	変 更 前	変 更 後
	時任 紀邦		高橋 吉昭

四 届出年月日

平成十七年九月二十九日

五 変更年月日

平成十七年九月一日

(五四八) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年十月十一日から平成十八年二月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンパークおのた

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 保郎

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更後
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ	変 更 前	変 更 後
	時任 紀邦		高橋 吉昭

四 届出年月日

平成十七年九月二十九日

五 変更年月日  
平成十七年九月一日

(五四九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年五月二十七日山口県公告(三〇〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十月十一日から同年十一月十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課、山口市小郡総合支所、山口市秋穂総合支所、山口市阿知須総合支所及び山口市徳地総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五五〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年五月三十一日山口県公告(三〇三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十月十一日から同年十一月十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課、山口市小郡総合支所、山口市秋穂総合支所、山口市阿知須総合支所及び山口市徳地総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(五五一) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年十月十一日から平成十八年二月十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課、山口市小郡総合支所、山口市秋穂総合支所、山口市阿知須総合支所及び山口市徳地総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ阿知須店

所在地 吉敷郡阿知須町五八七〇の八

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ 住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 深町 勝義

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		五、四九九平方メートル	七、八〇三平方メートル
駐車場の収容台数		二八九台	三八九台
駐輪場の収容台数			五〇台
荷さばき施設の面積		一〇〇平方メートル	一七三平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量		二九立方メートル	四三立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社ナフコ	午前八時	午前七時

正	誤	ページ	筒所
		110	表中
午前九時から正午まで 午後一時から 午後五時まで			

正 誤  
 平成十七年七月十二日山口県条例第七十七号(山口県立都市公園条例の一部を改正する条例)



四 届出年月日  
 平成十七年九月十二日  
 五 変更年月日  
 平成十七年九月十五日

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	//	午後八時	午後八時三〇分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	//	午前七時五〇分から午後八時一〇分まで	午前六時三〇分から午後九時まで
駐車場の自動車の出入口の数	//	三箇所	四箇所
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	//	午前八時から午後八時まで	午前七時から午後八時まで

午前九時から正午まで  
 午後一時から午後五時まで

平成十七年十月十一日  
印刷発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月  
金二千七百円（送料共）